改訂WHO「母乳育児成功のための10カ条」をやさしく解説する

　令和3年8月27日、江南区役所において、こんにちは赤ちゃん訪問事業従事者研修会が開催され、新潟市民病院総合周産期母子医療センター長の永山善久先生より、上記のテーマで講話をしていただきました。とても貴重なお話でしたので、皆さまにも共有していただきたく概要をお伝えします。

1. 母乳育児支援の変遷

1989年　「母乳育児成功のための10カ条」WHOとユニセフの共同声明

同年　国連「子どもの権利条約」採択

　　　　4つの柱：生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利

　　　　　　　　　第24条に母乳による育児の利点が明記される

　　　　日本が批准したのは1994年で、世界で158番目だった。

　1991年　BFHI（赤ちゃんにやさしい病院運動）認定を開始。母乳育児推進のためのキャンペーンを展開。同年12月、国立岡山病院が第1号として認定される。

　2015年　SDGs(持続可能な開発目標)が国連総会で採択される。

　　　　　　母乳育児の改善は、SDGsを達成する鍵になる可能性がある。

　　　　　〈母乳育児の利点〉

　　　　　　　・母乳哺育は、乳児突然死症候群を36％、壊死性腸炎を58％、下痢による入院を72％、呼吸器感染症による入院を72％、喘息を9％減少させる。

　　　　　　　・長い母乳哺育は、将来の肥満を26％、2型糖尿病の発症を19％、白血病の頻度を19パーセント減少させる。

　　　　　　　・長い授乳は、母親の進行性乳癌の頻度を4．3％、卵巣癌を30％減少させる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など、他に多数あり。

　　　　　→世界規模では母乳育児で、年間82万人の5歳以下の子どもの死亡を、2万人の乳がんによる死亡を防ぐことができる。

　　　　　　母乳育児をしないことによる経済的損失は約34兆円と推定される。

　2018年　科学的根拠をもとに10カ条が改訂される。

2.　2018年改訂　母乳育児成功のための10カ条（10ステップ）

　第1条　施設の方針

a) WHOコード（新規）

　　　　　　母乳代替品のマーケティングに関する国際基準（WHOコード）と世界保健総合決議を遵守する

　　　　b）母乳育児指針

　　　　　　母乳育児の方針を文章にして、施設の職員やお母さん・家族がいつでも見られるようにする

　　　　c）自己監査とデータ管理システム（新規）

　　　　　　母乳育児に関して継続的な監視およびデータ管理システムを確立する

　　　　　　　＊監視すべき項目のうち、重要項目は母乳育児の早期開始と母乳率

第2条　医療従事者の能力

　　　　　医療従事者が、母乳育児支援に十分な知識、能力、技術を持っていることを確認する（「すべての関係職員に指導する」から変更）

第3条　妊娠中の情報提供

　　　　　すべての妊婦およびその家族と母乳育児の重要性、方法について話し合いをする（「教える」という一方通行の表現から変更）

第4条　出生直後のケア

　　　　　出生直後から、途切れることのない早期母子接触をすすめ、出生後できるだけ早く母乳が飲ませられるように支援する（「分娩後30分以内に授乳」から変更）

第5条　母乳育児支援

　　　　　お母さんが母乳育児を始め、続けるために、どんな小さな問題にでも対応できるように支援する（「示す」から変更）

第6条　補足

　　　　　医学的に必要でない限り、母乳以外の水分、糖分、人工乳を与えない

第7条　母子同室

　　　　　お母さんと赤ちゃんが一緒にいられるようにして、24時間母子同室をする

第8条　応答（自立）授乳

　　　　　赤ちゃんの欲しがるサインをお母さんがわかり、それに対応できるように授乳の支援をする（奨励ではなく支援という表現に変更）

第9条　哺乳びん、人工乳首、おしゃぶり

使用することによる弊害についてお母さんと話し合う(「与えない」から変更)

　　　　　＊新潟市民病院NICUでは、カップ授乳を実践している

第10条　退院時ケア

　　　　　退院時には、両親とその赤ちゃんが継続的な支援をいつでも利用できることを伝える（「情報提供」から「使えるよう調整」に変更）

「赤ちゃんにやさしい病院運動　実践ガイドおよびガイドライン」が2019年8月2日

一般社団法人日本母乳の会から発行されました。必要な方は母乳の会にFAXして下さい。

（価格3000円＋税）

「低体重、病的新生児、早産児のためのBFHI」も近日中に発行されます。